

返戻金について

弊社の紹介によって採用された応募者が、入社後 6ヶ月以内に明らかに応募者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、弊社は受領した紹介料のうち、下記の金額を貴社に返還いたします。ただし、返還のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとさせていただきます。翌々月1日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。あらかじめご了承ください。

- 業務開始日から 1ヶ月未満: 紹介手数料の 80%
- 業務開始日から 1ヶ月以上 3ヶ月未満: 紹介手数料の 50%相当額
- 業務開始日から 3ヶ月以上 6ヶ月未満: 紹介手数料の 10%相当額

苦情等お問合せ先に関して

当社の業務は、全て職業安定法関係法令および通達に基づいて運営されます。お手数でございますが、ご不審な点がございましたら以下のお問合せ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

スキルブリッジ株式会社

神奈川県横浜市金沢区西柴 1-7-13 コーポレート事業部

お問い合わせフォーム

https://share.hsforms.com/1XmiUgNT_TCqBrisErowA0gsc0wd